

(案)

番 号
年月日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

北海道電力株式会社泊発電所の原子炉の設置変更（3号原子炉の増設）について（答申）

平成14年8月26日付け平成14・07・31原第2号（平成15年5月7日付け平成14・07・31原第2号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認める。